

学校法人愛知産業大学

役員・評議員報酬規程

施行 昭和60年11月30日

最終改正 令和元年12月10日

(目的)

第1条 この規程は学校法人愛知産業大学の寄附行為に基づき、理事・監事及び評議員（以下「役員・評議員」という。）の報酬及び手当に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員・評議員の報酬)

第2条 役員・評議員の報酬及び手当は、次のとおりとし、理事の内、理事長及び学園長の報酬年額及び支給方法等については、別に定める理事長・学園長報酬規程により支給する。

1	理事報酬年額		500,000円
2	監事報酬年額		360,000円
3	評議員報酬年額		240,000円
4	監事及び理事業務手当	1回	30,000円
5	会議手当		
	イ 役員	1回	60,000円
	ロ 評議員	1回	45,000円

2 理事でもって評議員を兼ねている場合の報酬の額は理事報酬とし、評議員報酬は支給しない。会議手当については理事会及び評議員会が同一の日で開催され、双方に出席した場合、評議員会の手当は支給しない。

3 職員（理事長及び学園長を含む）が理事又は評議員を兼ねている場合においては、報酬（業務手当を含む。）は支給せず、会議手当については、2分の1とする。

4 監事及び理事業務手当については、その業務が連日にわたる場合は1日を1回として計算し、これを支給する。

5 報酬は、毎年4月と10月に分けて支給し、監事及び理事業務手当、会議手当はその都度支給する。

(交通費)

第3条 役員・評議員の交通費については、次のとおりとする。

1回 6,000円

2 理事が評議員を兼ねている場合は、理事の交通費のみとする。

3 職員（理事長及び学園長を含む）が理事又は評議員を兼ねている場合は、2分の1とする。

（退職慰労金）

第4条 役員・評議員の退職慰労金については、別に定める役員及び評議員退職慰労金支給規程により支給する。

（規程の改廃）

第5条 この規程を改廃しようとするときは、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、昭和60年11月30日から施行する。

ただし、昭和60年度の報酬額は月割計算とし、4か月分を12月に支給する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年10月1日から施行する。

ただし、平成10年度の報酬額は、年度の半期分から適用する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する（改正 第2条第3項）。

附 則

この規程は、平成23年7月22日から施行する（改正 第2条第1項、第4項）。

附 則

この規程は、令和元年5月24日から施行し、平成31年4月1日に遡って適用する（改正 第2条第1項、第3項、第3条第3項）。

附 則

この規程は、令和元年12月10日から施行する（改正 第1条、第2条みだし第1項第3項、第3条第1項第3項、第4条、第5条 追加 第2条第5項 削除 第4条第2項）。